

【金融商品取引法、金融商品取引法施行令及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令】

大量保有報告制度の改正

— 2026年5月1日に向けた準備、
できていますか? —

大江橋法律事務所 弁護士
久保寺 浩己

▶ PROFILE

hiroki.kubodera@ohebash.com

第1 はじめに

2024年5月22日に公布された金融商品取引法(以下「法」といいます。)及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律(以下「本法」といいます。)、並びに2025年7月4日に公布された金融商品取引法施行令(以下「令」といいます。)及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令(以下「府令」といいます。)の改正を踏まえて、大量保有報告制度がおよそ19年ぶりに大きく変わります。

今回の改正により、第5で後述のとおり、金融商品取引所に上場されている株券等を取り扱われている皆様におかれましては、株券等の取得や処分を行っていない場合であっても、2026年5月13日までに大量保有報告書又は変更報告書を提出しなければならない可能性がございます。そこで、本稿では、現行の大量保有報告制度をおさらいした上で、同制度がどのように変わるのかについて、主要な点を解説いたします。

せん(法27条の23第1項、府令2条1項)。ここでいう大量保有者には、自己又は他人の名義をもって株券等を所有する者や、議決権その他の権利を行使することができる権限又は当該議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限を有する者であって、発行者の事業活動を支配する目的を有する者等が含まれます(法27条の23第3項)。

また、大量保有報告書を提出すべき者は、大量保有者となった日の後に、株券等保有割合が1%以上増加又は減少した場合や、大量保有報告書に記載すべき重要な事項に変更があった場合には、その日から5営業日以内に、変更報告書を作成し、管轄財務局長等に提出しなければなりません(法27条の25第1項、府令8条1項)。

他方で、日常的に反復継続して株券等の売買を行う金融商品取引業者等については、事務負担の軽減の観点から、大量保有報告書及び変更報告書(以下「大量保有報告書等」といいます。)の提出頻度や期限を緩和する特例報告制度が設けられています(法27条の26)。

第2 現行の大量保有報告制度

1 大量保有報告制度の概要

金融商品取引所に上場されている株券等の保有者で株券等保有割合が5%を超える者(以下「大量保有者」といいます。)は、大量保有者となった日から5営業日以内に、大量保有報告書を作成し、管轄財務局長等に提出しなければなりません。

2 共同保有者とは

大量保有報告制度における株券等保有割合の計算においては、株券等の保有者の保有株券等の数と、当該保有者と一定の関係性にある共同保有者の保有株券等の数を合算して計算することが要求されています(法27条の23第4項)。

したがって、大量保有報告制度を図にすると、以下のようなイメージとなります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

《大量保有報告書等の主な提出事由》

【共同保有者がいない場合】

株券等の所有者A

提出事由

- ①大量保有報告書
 - ・Aの株券等の保有割合が5%超となった場合
- ②変更の報告書
 - ・Aの株券等の保有割合が1%以上増減した場合

【共同保有者がいる場合】

株券等の所有者A

+

共同所有者B

提出事由

- ①大量保有報告書
 - ・AとBの株券等の保有割合が5%超となった場合
- ②変更の報告書
 - ・A、BまたはAとBの株券等の保有割合が1%以上増減した場合

大量保有報告書等の提出(提出事由が生じた日から5日以内に提出する義務あり)

※澤村泰行＝佐藤梨雅「令和5事務年度 開示検査事例集」の公表について」旬刊商事法務2374号(2024年)25頁より抜粋。

ここでいう共同保有者には、実質的基準(法27条の23第5項)に従い判断される実質共同保有者と、形式的基準(法27条の23第6項、令14条の7)に従い判断されるみなし共同保有者のいずれもが含まれます。

実質的基準は合意の有無に着目した基準であり、実質共同保有者とは、株券等の所有者Xが、他の保有者Yと共同して当該株券等を取得若しくは譲渡した場合、又は当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意(以下「株主権共同行使の合意」といいます。)をした場合における保有者Yを意味します(法27条の23第5項)。この合意は、書面によるものに限定されず、口頭による合意も含まれると解されています^{注1}。

他方で、形式的基準は関係性に着目した基準であり、株券等の所有者Xと他の保有者Yとの間に一定の関係性がある場合、両者は合意の有無にかかわらずみなし共同保有者に該当することとなります。

注1 金融庁「株券等の大量保有報告に関するQ&A」(2025年5月1日)(以下「Q&A」といいます。)問21。

注2 法人に対する両罰規定もあります(法207条1項2号)。

注3 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」による2023年12月25日付報告(以下「TOB・大最保有報告制度WG報告」といいます。)14頁。

③ 大量保有報告書等の提出義務違反に対する制裁

大量保有報告制度の実効性を確保するために、法では課徴金と刑事罰が規定されています。

具体的には、①法の定める義務に違反して大量保有報告書等を提出しない場合、及び②重要な事項につき虚偽の記載がある、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有報告書等を提出した場合、当該提出すべき大量保有報告書等に係る株券等の発行者の時価総額の10万分の1の額の課徴金が課されることとなります(法172条の7、172条の8)。

加えて、かかる違反については、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金が科される、又はこれが併科されることとなります(法197条の2第5号、6号)^{注2}。

もっとも、2023年以前は、これらの規定に基づく摘発事例が少なく、大量保有報告制度の実効性が確保されていないとの指摘がされていました^{注3}。

しかし、証券取引等監視委員会は、2024年6月に株式会社三ツ星の株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

報告書の虚偽記載事案に対して課徴金納付命令勧告を行っており、同年9月にも株式会社サカイホールディングスの株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載事案に対して課徴金納付命令勧告を行っています^{注4}。

したがって、大量保有報告制度の規律を遵守することの重要性は、近年、より高まってきているといえます。

以上のような現況を前提に、以下では、2026年5月1日から大量保有報告制度がどのように変わるのかについて、主要な点に絞って解説いたします。

第3 大量保有報告書等の提出が必要となる事由に関する改正

1 共同保有者に関する協働エンゲージメントの特例

現行法では、保有者が他の保有者との間で株主権共同行使の合意をしている場合には、当該他の保有者は例外なく第2の2で前述の実質共同保有者に該当します(法27条の23第5項)。

もっとも、これにより複数の機関投資家が協働して個別の企業に対して対話を行う協働エンゲージメントに対する萎縮効果が生じているとの指摘がされていました^{注5}。

そこで、今回の改正により、株主権共同行使の合意に係る実質共同保有者のうち、議決権の共同行使の合意に係る実質共同保有者については、以下の①から③までの全ての要件を満たす場合^{注6}には、当該他の保有者は実質共同保有者に該当しないという特例(以下「本特例」といいます。)が新設されました(改正後の法(以下「改正法」といいます。))27条の23第5項)。

①当該保有者及び他の保有者が改正後の府令(以下「改正府令」といいます。)で定める者であること。

②共同して重要提案行為等を行うことを合意の目的としないこと。

③個別の権利行使ごとの合意として改正後の令(以下「改正令」といいます。)で定めるものに該当すること。

以下では、それぞれの内容についても簡単に解説いたします。

(1) 保有者の属性(要件①)

本特例を利用可能な者は、証券会社、投資運用業者、銀行、信託会社及び保険会社等に限定されています(改正府令5条の2の2)。

また、本特例を利用するためには、合意の当事者全員が本特例を利用可能な者のいずれかに該当する必要があるとされています^{注7}。

(2) 合意の目的(要件②)

「合意の目的」とは、(i)共同して重要提案行為等を行うことが明示的に合意の対象に含まれる場面だけではなく、(ii)共同して重要提案行為等を行うことが合意の前提となっている場面や、(iii)共同して重要提案行為等を行うために当該合意をしたという背景がある場面も含まれるとされています^{注8}。

なお、重要提案行為等の共同提案に係る株主提案について、共同して賛成の議決権行使をする旨の合意をした場合には、

^{注4} 横山亜希子=澤村泰行=坂部裕哉「証券取引等監視委員会における大量保有報告制度違反事案への対応について」(「令和5事務年度 開示検査事例集」より)「旬刊商事法務」2375号(2024年)32頁。

^{注5} TOB・大最保有報告制度WG報告13頁。

^{注6} ②及び③の要件に該当しない場合、本特例の適用対象とならないのは、そのような場合には経営に対する影響力を増幅させるような態様の合意が存在するためであるとされています(野崎彰=谷口達哉=松井章=上久保知優=小出成泰「大量保有報告制度に係る金融商品取引法等の改正」「旬刊商事法務」2364号(2024年)11頁~12頁。)

^{注7} 金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(大量保有報告制度関連)」(2025年7月4日)(以下「パブコメ回答」といいます。)
No.3、No.4。

^{注8} 金融庁「大量保有報告制度における『重要提案行為等』・『共同保有者』に関する法令・Q&A等の整理~機関投資家と投資先企業の建設的な対話に向けて~」(2025年8月26日)14頁。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

通常、共同して重要提案行為等を行うことが合意の前提となっていると評価することができ、要件②を満たさないとされています^{注)9}。

(3) 合意の個別性(要件③)

③の要件については、以下の(i)から(iii)までの要件を全て満たすことが必要とされています(改正令14条の6の3)。

- (i)発行者の株主総会又は投資主総会ごとにする合意であること。
- (ii)合意の対象とする議案を他の議案と明確に区別できるよう特定すること。
- (iii)当該議案に対する賛否を定めて、当該議案について共同して議決権を行使することを内容とすること。

2 重要提案行為等の範囲の見直し

現行法でも改正法でも、金融商品取引業者等が第2の1で前述の特例報告制度を利用するための要件の一つとして、重要提案行為等を行うことを株券等の保有の目的としなことが求められています(法及び改正法27条の26第1項)。これに関連して、現行法の重要提案行為等の範囲が不明確・広範であるとの指摘^{注)10}を受けて、今回の改正で、重要提案行為等の範囲の明確化・限定が行われました。

具体的には、重要提案行為等とは、以下の①から③までの全ての要件を満たす行為を指すと考えられていますが^{注)11}、②及び③の要件に関する法令や解釈に変更が加えられました。

- ①発行者(又はその子会社)に対する提案行為であること。

^{注)9} バブコメ回答No.12、No.13。

^{注)10} TOB・大最保有報告制度WG報告12頁、及びバブコメ回答No.45。

^{注)11} Q&A問36。

^{注)12} 同上。

- ②提案内容が令(及び改正令)14条の8の2第1項各号に掲げる事項(以下「列挙事項」といいます。)に該当すること。

- ③提案行為が発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼすことを目的とすること。

以下では、②及び③の要件についての変更事項を解説いたします。

(1) 列挙事項(要件②)

現行令の列挙事項としては、代表取締役の選定又は解職、支配人その他の重要な使用人の選任又は解任、支店その他の重要な組織の設置、変更又は廃止が挙げられていました(令14条の8の2第1項3号、5号及び6号)。もっとも、これらは、改正令では、代表取締役若しくは代表執行役の選定若しくは解職又は執行役員の選任若しくは解任、特定の者の役員への選任という形に修正されました(改正令14条の8の2第1項3号及び4号)。また、改正令では、発行者以外の者による支配権の取得(発行者以外の者による株券等の取得であって、取得後に取得者がみなし共同保有者と合わせて50%超の議決権を所有することになるものを意味します。)も列挙事項に追加されました(改正令14条の8の2第1項12号、改正府令16条4号)。

(2) 目的要件(要件③)

目的要件に関しては、以下のとおり、列挙事項が2つのカテゴリーに分類され、それぞれに異なる規律が適用されることとなりました^{注)12}。

まず、列挙事項のうち、相対的に発行者の事業活動に及ぼす影響の程度が高い事項の提案については、発行者との対話の場で行うものであっても、③の要件に該当する可能性が高いとされています。

これに対して、相対的に発行者の事業活動に及ぼす影響

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

の程度が高い事項以外の列挙事項については、相対的に発行者の事業活動に及ぼす影響の程度が低い事項とされ、当該提案の採否を発行者の経営陣の自律的な決定に委ねない方法・態様により提案を行う場合でない限り、③の要件に該当する可能性は低くなるとされています。なお、ここでいう当該提案の採否を経営陣の自律的な決定に委ねない方法・態

様には、(a)株主提案権の行使による場合、(b)発行者の同意を得ることなく提案内容を公表する場合(いわゆるキャンペーン)、(c)提案内容を実行しない場合には株主提案権の行使、キャンペーンや委任状勧誘を行うことを示唆して提案を行う場合であれば、通常は該当するとされています。

これらを図として整理すると、以下のような形となります。

	(i)(ii) 政府令列挙事項の提案	(iii) 目的要件該当性	重要提案行為等該当性
経営への影響度が相対的に <u>高い</u> 事項	<ul style="list-style-type: none"> ●代表取締役の選定・解職 ●自らが指名する役員の選任 ●吸収合併(吸収合併消滅会社となるもの)、株式交換(株式交換完全子会社となるもの)、主要な事業の会社分割 ●主な事業の譲渡・休廃止 ●第三者による買収 ●解散 ●倒産手続開始の申し立て 	態様を問わず、通常、目的要件を充足	「重要提案行為等」に該当
経営への影響度が相対的に <u>低い</u> 事項	<ul style="list-style-type: none"> ●重要な財産の処分・譲受け ●多額の借財 ●役員構成の重要な変更 ●株式交換・株式移転・会社分割・合併(上記を除く) ●事業の譲渡・譲受け・休廃止(上記を除く) ●配当方針の重要な変更 ●増資・減資方針の重要な変更 ●上場・上場廃止 ●資本政策の方針の重要な変更 	<p>経営陣の自律的な決定にゆだねない態様(例:株主提案等)による場合に限り、目的要件を充足</p> <p>経営陣の自律的な決定にゆだねない態様によらない場合、目的要件を充足しない</p>	<p>「重要提案行為等」に該当</p> <p>「重要提案行為等」に該当しない</p>
その他	上記以外の事項	目的を問わない	「重要提案行為等」に該当しない

※新谷亜紀子=金子慧史=上久保知優=福田輝人「大量保有報告制度の見直しに係る政令・内閣府令等の改正等の解説」旬刊商事法務2403号(2025年)47頁より抜粋。

3 現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引に関する規定の整備

エクイティ・デリバティブ取引とは、株券等を原資産とし、当該株券等から生じる経済的な損益のみを一方当事者に帰属させるデリバティブ取引をいいます。現行法では、現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引のロングポジションを保有

するのみでは、原則として大量保有報告制度の適用対象にはならないと整理されています^{注)13}。もっとも、現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引であっても、潜在的に経営に対する影響力を有していると評価できるもの等が存在するとの

^{注)13} 金融庁「株券等の大量保有報告に関するQ&A」(2021年3月1日)問14参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

指摘^注14を受けて、改正後は、現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引のロングポジションの保有者のうち、以下の①から③のいずれかに該当する者は、大量保有報告制度上の「保有者」に該当することとされました(改正法27条の23第3項3号、改正令14条の6第2項)。

- ①デリバティブ取引の相手方から株券等を取得する目的を有する者。
- ②発行者に対してデリバティブ取引に係る権利を有することを示して重要提案行為等を行う目的を有する者。
- ③デリバティブ取引の相手方が保有する議決権の行使に影響を及ぼす目的を有する者。

4 みなし共同保有者の範囲の見直し

第2の2で前述のとおり、実質共同保有者に該当するか否かは合意の有無によって判断されることとなりますが、当該合意については立証が容易ではないとの指摘がされていました^注15。そこで、かかる立証の困難性の問題を解決し、大量保有報告制度の実効性を確保するために、今回の改正により、みなし共同保有者の範囲が広がります。具体的には、以下の①から⑤のタイプの者が、新たにみなし共同保有者に含まれることとなります(改正令14条の7第1項3号、改正府令5条の3)。

- ①会社と代表者等^注16
- ②代表者等が同一の会社同士
- ③株券等の取得を要請して当該株券等の取得資金を供与した者^注17と資金の供与を受けた者^注18
- ④株券等の取得を要請した者と当該要請者に譲渡する目的で株券等を取得した者^注19
- ⑤重要提案行為等を要請した者と当該要請に基づいて重要提案行為等を行った者

他方で、近時の家族関係の変化等を踏まえて、親族関係があることのみでは共同して議決権行使等を行う蓋然性が高

いと評価し得ない場面もあると考えられることから、公開買付制度における形式的特別関係者の範囲が再整理されたこと^注20に伴って^注21、大量保有報告制度におけるみなし共同保有者の範囲についても再整理が行われ、夫婦関係はみなし共同保有者の基礎となる関係性から削除されました(令14条の7第1項1号、2項)。

5 取得請求権付株式等の換算方法の変更

現行法及び府令上、株券等保有割合の算出に際して、新株予約権証券等のいわゆる潜在株式については、その行使により取得される株式数を分子として取り扱うこととされていますが(府令5条1項)、株券については、仮に当該株券が他の株式に転換されることが想定される場合(取得請求権付株式及び取得条項付株式)であっても、当該株券そのもの(すなわち取得請求権付株式及び取得条項付株式)の数を分子として取り扱うこととされています(法27条の23第4項)。

もっとも、大量保有報告制度が、経営に対する影響力に着目

^注14 TOB・大最保有報告制度WG報告14頁。

^注15 同上。

^注16 「代表者等」とは、会社を代表する役員及び会社による株券等の取得・処分・管理に係る業務を執行する役員をいい、会社に対しこれらの役員と同等以上の支配力を有すると認められる者も含むとされています(改正府令5条の3第2号)。

^注17 金融機関等から株式の取得資金の融資を受ける際に、契約上、当該融資に係る資金の用途が株式の取得に限定される場合がありますが、このことをもって、直ちに金融機関等が借主に対して株券等の取得を要請して当該株券等の取得資金を供与した者に該当するものではないとされています(パブコメ回答No.103、No.104。)

^注18 ③のみなし共同保有者となった場合、法文上、被供与者が供与を受けた資金を充てて取得した株券等に限り、被供与者がもともと保有していた株券等があればそれも含めて、被供与者の保有分全体が供与者の保有分に合算されることになると解される点には留意が必要です(石綿学=越智晋平「新しい大量保有報告制度—政府令等の改正を踏まえ」旬刊商事法務2404号(2025年)18頁。)

^注19 ④のみなし共同保有者となった場合も、法文上、被要請者が要請に応じて取得した株券等に限り、被要請者がもともと保有していた株券等があればそれも含めて、被要請者の保有分全体が要請者の保有分に合算されることになると解される点には留意が必要です(石綿学=越智晋平「新しい大量保有報告制度—政府令等の改正を踏まえ」旬刊商事法務2404号(2025年)18頁。)

^注20 野崎彰=谷口達哉=松井章=上久保知優=小出成泰「公開買付制度に係る金融商品取引法等の改正」旬刊商事法務2363号(2024年)15頁。

^注21 野崎ほか・前掲注)6、12頁。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

して大量保有者に情報開示を求める制度である点を重視すれば、取得請求権付株式や取得条項付株式がより多くの株式に転換される場合には、当該転換後の株式の数を基準として、大量保有報告書等の提出義務を判定することが適切であるといえます^{注)22}。

そこで、改正府令では、新たに、取得請求権付株式及び取得条項付株式について、転換後の議決権数が転換前の議決権数よりも多い場合には、転換前の時点でも、転換後の株式数を株券等保有割合の算出の際の分子とすることとされました(改正府令5条1項2号)。

第4 大量保有報告書等の記載事項に関する改正

現行の大量保有報告制度では、大量保有報告書等の「保有目的」欄や「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄で記載すべき内容が必ずしも明確化されておらず、提出者によって記載振りがまちまちとなっているとの指摘や、実際に大量保有報告書等に記載されている情報が市場の公正性、透明性の観点から見ると必ずしも十分ではないことから、より情報開示を充実すべきとの指摘を踏まえ^{注)23}、今回の改正では、これらの記載欄の記載事項の明確化等も行われています。

改正後に記載すべき事項の具体的な内容については、改正府令第1号様式をご参照ください。

第5 施行日に必要な対応(経過措置)

今回の改正に伴い、第3で前述のとおり、みなし共同保有者の範囲や株券等保有割合の算定方法等が変更されることとなりますが、現行の大量保有報告制度に基づき算出される株券等保有割合と改正後の大量保有報告制度に基づき算出される株券等保有割合の差については、原則として、2026年5月1日にその差に相当する株券等保有割合の増減が生じたものとみなされます(本法附則5条、改正府令附則4条)。したがって、金融商品取引所に上場されている株券等を取り扱われている皆様におかれましては、株券等の取得や処分を行っていない場合であっても、同日に大量保有報告書や変更報告書の提出義務が生じ、5営業日以内に(すなわち2026年5月13日までに)これらを提出しなければならない可能性がある点にご留意ください。

^{注)22} 野崎ほか・前掲注)6、13頁～14頁。

^{注)23} 新谷亜紀子＝金子慧史＝上久保知優＝福田輝人「大量保有報告制度の見直しに係る政令・内閣府令等の改正等の解説」旬刊商事法務2403号(2025年)50頁、及びパブコメ回答No.125、No.157。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第6 おわりに

大量保有報告書等については、公開買付届出書と異なり、事前に財務局の審査が行われるわけではありません。したがって、今回の改正により一部明確化が図られたものの、その記載振り等については、提出者に委ねられている部分が依然として小さくないといえますので、今回の改正を踏まえて、実務がどのような動きを見せるかは注目に値します。

なお、今回の改正では、第2の3で前述の大量保有報告書等の提出義務違反に対する制裁に関する改正は実施されませんでした。もっとも、2025年12月26日付け金融審議会市場制度ワーキング・グループ報告の6頁～7頁では、大量保有報告書等の不提出については課徴金の対象を抑止力をより高めるべき違反行為に限定した上で、大量保有報告書等の不提出及び虚偽記載に係る課徴金の水準を引き上げることなどによって、その抑止力を高めることが適当であるとされています。加えて、法制審議会・会社法制(株式・株主総会等関係)部会における会社法制の見直しの議論の中でも、株券等の発行会社が大量保有報告書等を提出しない違反者に対して議決権停止の通知をしたときから一定期間を経過したときには、当該違反者が保有する株式は議決権を有しないこととする案等について議論がされており注)24、今後、そのような形の改正が実施される可能性も否定できません。

大量保有報告制度に関する今回の改正を受けた実務の変動及び今後の改正の動向については、引き続き注視すべきと考えられます。

以上

注)24 法制審議会・会社法制(株式・株主総会等関係)部会第7回会議(2025年10月29日)議事録参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。